

第3期規制改革実施計画(土壌汚染対策法関連抜粋)

①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	土壌汚染対策法の見直し①(国際制度比較調査の実施)	土壌汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。	平成27年度措置	環境省
2	土壌汚染対策法の見直し②(形質変更時の届出要件の見直し)	工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省
3	土壌汚染対策法の見直し③(自然由来物質に係る規制の見直し)	自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省

規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日）（抄）

ウ 土壤汚染対策法の見直し

a 国際制度比較調査の実施【平成27年度措置】

土壤汚染対策法により、国民の健康を保護することを目的として、有害物質使用特定施設の廃止時等の調査、汚染された土地の区域指定によるリスク管理、区域からの汚染土壌の搬出等に係る規制などが課されている。この規制を諸外国と比べると、規制が過剰になっているのではないかといった指摘がある。

したがって、土壤汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。

b 形質変更時の届出要件の見直し【平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置】

現行の土壤汚染対策法では、土壤汚染の拡散を防止するため、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、事業者が届出義務が生じる。しかし、3,000㎡以上の土地の形質変更であっても、都市計画法で規定される工業専用地域では工場が立地しており土壤汚染の可能性はあるものの、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクが低い。そのため、工業専用地域の土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきであるとの指摘がある。

したがって、工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

c 自然由来物質に係る規制の見直し【平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置】

現行の土壤汚染対策法では、人為的な汚染土壌のみならず、自然由来物質による汚染土壌についても規制の対象となっている。これについて、事業者等からは、リスクの大小を問わず一律で過剰な規制が課されており、事業活動に大きな影響を与えているとの指摘がある。具体的には次のとおりである。

- ・ 土壤溶出量基準（規制基準）が、地下水環境基準及び土壤環境基準と同じ値である。
- ・ 自然由来特例区域内の汚染土壌の区域外への搬出・処理に制限がある。
- ・ 区域外から土壌を搬出する際、例外的に土壤汚染対策法の規制を受けないよう認定するためには、区域指定された物質のみならずすべての特定有害物質を対象とする調査が必要となる。
- ・ 土壌の汚染のおそれがある場合、人への健康被害が生じるおそれがないとみなされる可能性がある土地（臨海コンビナート）においても、調査が求められる。

したがって、自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。